

金融商品の時価評価と現行ルールの内的な整合性

米山 正樹

I はじめに—問題の所在—

「金融商品に係る会計基準」の公表から数年を経て、一部金融商品の時価評価と、時価評価差額の損益算入は実務に根づいている。しかし「金融商品に係る会計基準」が公表されたことの意義、なかでも金融商品の一部について継続的な時価評価が求められるようになったことの意義をめぐっては、いまでも多くの学術論文が公表され、異質な議論が展開されている¹。そこでの主たる対立点は、会計を伝統的に支えてきた基礎概念によって金融商品の時価評価を支持しうるかどうかに求められる。つまり金融商品の時価評価は現行ルールの体系にてらして整合的な処理といえるのか、それとも既存のフレームワークとは相容れない処理なのか問われているようである。

こうした先行研究の大部分において、整合性をめぐる議論は、現行ルールの体系を支えているどのような基礎概念が一部金融商品の継続的な時価評価を導いたのかという点に関する十分な考察を欠いている。ルールの体系を支えている基礎概念は上位のものから下位のものまで多様だが、そのうちいずれが整合性を問う対象とみなされているのかという点を解き明かさぬまま、継続的な時価評価は整合的か否かという議論が行われていることも少なくない²。

しかもそうした帰結を導き出す過程では、「金融商品に係る会計基準」の記述を虚心坦懐に分析することより、むしろそれぞれの論者が有する分析上のフレームワークに時価評価が整合するか否かという観点から議論が進められることも多い。いわば「金融商品に係る会計基準」が（一部）金融商品の時価評価を採用した経緯や理由を問うことなく、個々の論者が有する研究上のフレームワークから導かれてくる時価評価について、それが現行ルールの体系と整合するかどうかという次元の議論が多く見受けられるのである。

こうした現状認識にもとづき、本稿では主としてふたつの点を確認する。第一に、「金融商品に係る会計基準」が一部金融商品の時価評価と、時価評価差額の損益算入を求めることとなった経緯、およびそれらの会計処理を求めている理由について、原文の記述を再確認する。分析を行う者の解釈を可能な限り排除することをつうじて、渾然一体のまま語られることの多い「分析対象」と「分析結果」を切り離すように努めたい。

-
- 1 「金融商品に係る会計基準」の公表前後までの議論を集約したものとして、さしあたり石川 [2000] を参照。
 - 2 例外としては万代 [2002]、大日方 [2002] などが挙げられる。前者は代替的な説明原理の存在可能性を留保しながら、伝統的に受け入れられてきた基礎概念から金融商品の時価評価が導かれうることを解き明かしている。また後者は、計算構造をめぐる議論と、測定操作を背後で支える基礎概念に関する議論を峻別している。すなわち異質な測定操作が求められるようになったものの、その測定操作には、旧来のフレームワークにてらして整合的な解釈を与えようという趣旨の議論が行われている。

これに引き続き、第二に、現行ルールを支える基本的な考え方との整合性という観点から、「金融商品に係る会計基準」に下しうる評価を確かめる。その際、現行ルールを支える基礎概念のうち、より上位で抽象的な概念との整合性が図られたのか、それとも下位でより具体的な概念との整合性が図られたかという点について慎重な分析を行いたい。ひとくちに整合性の保持といっても、どの次元の基礎概念との整合性が図られたのかに応じて、整合性を保った結果は異なるからである³。一部金融商品の継続的な時価評価が現行ルールの体系との整合性を保った結果だとしても、どの次元のいかなる基礎概念が参照されたのかに応じて、会計ルールの変化に関する将来予測は違ってくるのである。結論を先取りすれば、金融投資と事業投資の間（売却に事業遂行上の制約が課されているストックかどうか）で成果の事後的なとらえかたは異なるという考え方が、以前から会計ルールを支えているかどうかを今後の主たる検討課題となる。

II 継続的な時価評価を導入した経緯

(1) 時価評価を導入した経緯 (a)：重要性の高まり

「金融商品に係る会計基準」が公表された理由として、「基準」自身は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 I 経緯」において以下のように述べている。すなわち、金融商品については新たな商品や取引手法の開発が進められており、新たな商品・手法にも対応した包括的な会計基準の整備が求められている。証券・金融市場のグローバル化をはじめ、企業を取り巻く経営環境が金融商品の領域においても変化しており、そのような変化に対応した会計基準がいま求められているというのが、主たる公表理由とされている。これに加え、金融商品に係る会計基準の整備が進められている国際的な動向にも配慮した旨が記されている。

さらに「II 本意見書の位置づけ」においては、内外の広範な投資家の日本市場への参加を促進するため、それらの投資家が自己責任において意思決定を行うのに資する情報を提供すること（つまり国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を確立すること）を目的として、会計基準の整備が進められていることにも言及されている。そのうえで、「金融商品に係る会計基準」の導入も、上記の整備の一環をなしていることが記されている。

これらの記述からすれば、「金融商品に係る会計基準」が導入された理由のひとつは、企業の総資産に占める金融商品の重要性が高まったこと、とりわけ事業に拘束されない金融商品の重要性が高まったことに求められそうである。

「金融商品に係る会計基準」の公表前は、「企業会計原則」にもとづき、有価証券は一般に取得原価のまま据え置かれ、強制評価減の規定が適用される場合と、子会社株式以外に任意で低価基準が適用されている場合に限って、例外的に評価損失が計上されてきた。この方法は、後述のように、有価証券の中でもとりわけ事業目的に拘束されている銘柄について、投資の成果を事後的にとらえる場合に資する方法と考えられる。かりに企業が保有している有価証券の多くは、伝統的に、「金融商品に係る会計基準」でいう「子会社株式及び関連会社株式」や「その他有価証券」であったとすれば、かつて効力を有していた「企業会計原則」の規定は適切なものであったといえる。

しかし「金融商品に係る会計基準」でいう「売買目的有価証券」などの重要性が高まってくると、話

3 米山 [2005] を参照。

は変わってくる。売買目的有価証券に関する投資の成果を事後的にとらえようとするれば、これも後述のように、継続的な時価評価が必要になるからである。先に採り上げた「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 I 経緯」では、証券・金融市場に係る環境変化が指摘されていた。「金融商品に係る会計基準」の公表による会計ルールの改訂経緯を合理的に解釈しようとするれば、時価評価や時価評価差額の損益算入に適う銘柄の増加、すなわち売買目的で保有する銘柄の増加という環境変化が改訂の契機になったというシナリオを想定できるであろう。

(2) 時価評価を導入した経緯(b)：商法との関係の変化

「金融商品に係る会計基準」自体には明確な記述を欠くものの、その導入と密接に関わっている環境変化として、もうひとつ、金融商品の評価に関する商法のスタンスの変化を指摘できる。商法では、配当規制をつうじた債権者保護（あるいは株主と債権者との利害調整）の観点から、伝統的に、未実現評価益の計上に否定的なスタンスが採られてきたといわれている。金融商品についても、もっぱら配当規制の観点から、貸借対照表上の評価を取得原価以下に止めるように求められてきた。

商法においては、また、配当規制と並んで、開示規制をつうじた立法趣旨の実現も図られている。具体的には、必要な情報の開示による株主らの保護も達成目標のひとつとみなされている。そこでは、会社財産の現況に加え、会社による営業活動（投資）の成果に関する情報の提供が求められる。配当規制と開示規制は、商法の立法趣旨を達成するためのいわば両輪として機能している⁴。

商法の立法趣旨を達成するための手段という点で、配当規制と開示規制は、究極的には等質的なものといえる。ただ直接的な規制の趣旨は両者で異なるため、利益の数値にもとづく配当規制を前提とする場合⁵、「開示規制に適う利益」と「配当規制に適う利益」は異なりうる。そのとき、規制目的に応じて利益を使い分けなければ、一方の規制には適切だが他方にとって必ずしも適切といえない利益の計算・開示が行われることとなる。そこでは、一方を優先しようとするれば、他方を犠牲にしなければならない状況となる。事実、伝統的に日本では、開示規制の観点から支持されるものの、配当規制の観点からは必ずしも支持されないことから、金融商品が継続的に時価評価されたり、その時価評価差額が損益に算入されたりすることは（保有目的にかかわらず）なかった⁶。

-
- 4 データベースに収容されている全企業のデータを集計して求めた百分比貸借対照表などを用いて、総資産に占める有価証券の比率に関する経年変化を追うのは可能であろう。ただ、「金融商品に係る会計基準」公表前の年度について、時価評価に適う銘柄と適わない銘柄の評価額を区分把握できるかどうかは定かでない。何らかの代替的な手法をつうじて、時価評価に適う銘柄の大きさに関する経年変化を間接的に推定することになろう。
 - 5 関連する文献として、斎藤 [1995a]などを参照。
 - 6 ほんらい劣位の請求権しか持たない株主が会社財産を優先的に引き出す権利について、一定の制約を課すことをつうじて債権者の保護を図ることが配当規制の趣旨であるとするなら、利益の数値にもとづく配当規制が最善とはいいきれない。他国の制度で採用されているように、貸借対照表に関連する数値にもとづく配当規制も代替案となりうる。そもそも、配当規制だけでは、債権者の利害を犠牲にして自己の富の増大を図ろうとする株主の行動を完全に防ぐことはできない。
 - 7 配当規制の観点から優先されてきた理由については、多様な解釈がありうる。証券取引法の適用対象となる大企業はともかく、中小企業については一般に閉鎖性が強く、適切な情報の開示をつうじて利害関係者を保護する必要が十分に認められてこなかったというのも、ひとつの解釈となりえよう。

強行法規である商法において上記のようなスタンスが採られていたため、企業会計では伝統的に、有価証券の時価評価や時価評価差額の損益算入は、想定可能な代替案とみなされてこなかったと言われている。企業会計で金融商品の時価評価を求めても、その処理が商法違反とみなされるかぎり、時価評価を要求するルールは機能しないからである。

ただ、改めて考えてみれば、開示規制と配当規制の基礎となる利益が完全に同一のものである必要はない。例えば規制目的に応じて規制の基礎となる利益を使い分ければよい。具体的にいうと、開示規制の観点からは時価評価差額を算入した利益情報の開示が求められるのに対し、配当規制の観点からは時価評価差額の損益算入が望ましくないのであれば、時価評価差額を損益に含めた情報を開示したうえで、配当可能限度額の計算においてその部分を控除すればよい⁸。開示規制の観点から一部の金融商品を継続的に時価評価する必要が高まり、配当規制と開示規制との相違が際立ってきたことも、金融商品の時価評価を促した要因といえるであろう。

配当規制と開示規制との関係に関する考え方の変化を最も端的に反映しているのは、「金融商品に係る会計基準」に少し先立って公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」であろう。これは企業会計審議会による「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」（いずれも1997年6月）において、もっぱら配当規制の観点から商法が求める会計処理と、証券取引法の立法趣旨にもとづき企業会計が求める会計処理との調整を図る必要が唱えられたのを受け、法務省と大蔵省（当時）が共同で、研究者と実務家の参加を求めて開催した研究会による報告書である。

「研究会報告書」は商法における計算規定と配当規制との関係について、個々の資産をどのように評価するのかという問題と、配当可能利益をいかに算定するのかという問題は分けて考える事柄と述べている。そのうえで、まず会計処理方法としての適否という観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からその評価規定をそのまま採用しうるのは、それとも不都合が生じるのかを検討するのが適当と結論づけている。たとえ直接的な引用・参照がなくても、この「研究会報告書」は「金融商品に係る会計基準」を間接的にサポートする役割を果たしたであろう。

(3) 小括

会計基準の新設・改訂をルールの体系との整合性という観点から分析する場合、新設・改訂を促した環境条件の把握は不可欠といえる。同一の新設・改訂であっても、それを促した環境条件の違いに応じて、整合性という観点から与えられる解釈は異なりうるからである⁹。

8 これと同様、かりに繰延税金資産の計上が配当規制の観点から望ましいものといえず、逆に開示規制の観点からは繰延税金資産の計上をつうじた税金費用の期間配分が必要とすれば、配当可能限度額の計算において、繰延税金資産にみあう費用の追加計上（いったん減額した分の取り消し）を行えばよい。

9 仮想的な例としては、「投資家による意思決定モデルの変化」を想定できる。かりに利益にもとづく証券価値の推定に代え、有形資産の時価にもとづくファンダメンタル価値の分析が広く支持されるようになり、その一環で金融商品の時価評価が導入されたとする。この場合、期間損益を重視する思考に支えられてきた現行ルールの体系と、新たに導入された継続的な時価評価とに整合性を見出す余地は乏しい。金融商品に対する時価評価の導入は、このシナリオのもとでは、将来における全面的な時価評価導入の端緒と位置づけられることとなる。そうなると、技術的な制約が払拭されるのに応じて、今後時価評価の範囲が拡大していくと予想されることとなる。

これまで確かめてきた事実によれば、日本において金融商品の継続的な時価評価の導入を促した主要な要因は、投資の成果の事後的な測定という企業会計に期待される最も一般的な役割にてらしてみたと、金融商品にどのような処理が求められるのかを問い直す必要が生じたことであった。より具体的には、①金融商品のうち時価評価や時価評価差額の損益算入が意味を持ちうる売買目的銘柄の、企業が保有する資産に占める割合（および期間利益にトレーディング活動の成果が占める割合）が高まり、しかも②企業会計が果たしうる役割のうち、配当規制をつうじた株主と債権者との利害調整だけを重視するのではなく、開示規制をつうじた利害関係者の保護を含め、企業会計が果たしうるより一般的な役割という観点から、金融商品の評価を問い直そうとする機運が高まったことが、時価評価導入の主要な契機になったと考えられる。

つまり金融商品の時価評価が導入されたのは、投資の成果の事後的な測定という観点から、事業投資の一環で保有する銘柄のみならず短期売買目的で保有する銘柄も含め、金融商品一般の評価を問い直す必要が生じ、かつ、それが商法の企業会計に対するスタンスの変化によって許されるようになったためといえる。いわば原点に立ち返り、配当規制への役立ちという制約にとらわれることなく、金融商品の評価のありかたを論じられるようになったことが肝要であったと考えられる。

さらに付け加えるなら、「金融商品に係る会計基準」の公表前後で、財務報告が果たすべき役割に関する当事者の期待が変化したことを裏づける事実（あるいは、当事者による会計情報の使途の変化・会計情報の利用をつうじた当事者の意思決定モデルの変化などを示唆する事実）は見出せない。また会計情報や会計基準が備えるべき質的な特性についても、当事者の期待の変化を示唆するような事実は見出せない¹⁰。事後的にとらえた投資の成果を反映した利益情報が投資家による意思決定や当事者間の利害調整に用いられる状況には変化がみられず、利益情報に期待される役割の間の「優先順位」ないし重要性にのみ変化が生じたと考えられるのである。

「金融商品に係る会計基準」の導入を促した環境変化の分析に引き続き、次節では、新たな基準が一部の金融商品について継続的な時価評価を求めている理由について、できるだけ原文に忠実な形で考察を進めたい。

Ⅲ 継続的な時価評価の論拠

(1) 直接的な記述とその説得力

「金融商品に係る会計基準」は、「Ⅲ 金融商品に係る会計基準の要点及び考え方 三 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方」において、金融商品にみられる一般的な特性として、(a) 時価の客観的な測定が可能であること、および(b) 時価による自由な換金・決済等が技術的に可能であること、の二点を指摘している。そのうえで、こうした特性を持つ金融商品については、①投資家が自己責任において意思決定を行うのに資する情報を提供する観点からも、②金融商品を保有する企業がリスクを適切に管理し、また財務活動の成果を適切に把握する観点からも、さらに③会計基準の国際的な調和化という観点からも、継続的な時価評価が意味を持ちうる旨が指摘されている。

10 会計情報の典型的な使途としては、投資家によるファンダメンタル分析での利用を想定できるが、事業投資から期待されるキャッシュフローの割引現在価値の推定値と、超過利潤を生まない金融資産の時価総額により企業価値を見積もろうとする投資家の行動が、「金融商品に係る会計基準」公表前後で変化したとは思えない。

もつとも、「金融商品に係る会計基準」は、上記の特性を有する金融商品について、一律に継続的な時価評価・時価評価差額の損益認識を求めているわけではない。「金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。」としたうえで、保有目的に適用処理が指示されている。具体的には、子会社株式および関連会社株式については取得原価による据え置きが求められ、「その他有価証券」については継続的な時価評価を行うものの、その時価評価差額についてはいわゆる資本直入の処理が求められている。

ここで確認した「金融商品に係る会計基準」の時価評価を採用した論拠に関する記述は、必ずしも十分な説得力を有していない。例えば①についていうと、投資家が自己責任において意思決定を行うのに資する情報を提供する観点から金融商品の時価情報が求められるのは、必ずしも自明のことではない。そこでは暗黙のうちに、市場の効率性に関する特定の事実認識や、平均的な投資家が採用している意思決定モデルなどが与件とされているが、それらに関する具体的な記述はない。

また②についても、金融商品を保有する企業がリスクを適切に管理する観点から金融商品の時価情報が求められるというのは、自明のことではない。変動性という意味でいうリスクは、時価の把握だけで適切に管理することはできず、また企業内部におけるリスク管理だけが問題であれば、その情報を企業外部に公表する必要がそこから導かれることはないからである。②の後半では財務活動の成果を適切に把握する観点から時価評価が支持されているが、財務活動が未定義であるのに加え、なぜ継続的な時価評価が財務活動の成果の把握に資するのかも解き明かされていない。

さらにいえば、③の会計基準の国際的な比較可能性も、ほんらい、基準選択の直接的な契機になりえない。少なくとも、(ア)公表済みの基準を持つ海外諸国の市場環境と日本の市場環境との等質的であることと、(イ)先に公表された海外の基準書が「財務報告の目的」の合理的な達成手段であること、の二点が解き明かされなければ、先行する海外の基準に国内基準を合わせることは意義を見出せないが、これらについての分析を「金融商品に係る会計基準」は欠いている。

こうしてみると、「金融商品に係る会計基準」が直接記している論拠だけで、継続的な時価評価を支持するのは難しい。次項では、論拠に係る直接的な記述以外（より具体的な規定など）から「金融商品に係る会計基準」が継続的な時価評価を支持するに至った経緯の推察を試みたい¹¹。

(2) 金融投資に係る成果の事後的な測定

先に確認したとおり、「金融商品に係る会計基準」は、金融商品に共通する一般的な特性として、①時価の客観的な測定が可能であること、および②時価による自由な換金・決済等が技術的に可能であること、の二点を指摘している。銘柄ごとに均質な請求権を表章しており、（消費をつうじて効用を得るのではなく）保有をつうじたキャッシュフローの獲得が期待されている典型的な金融商品は、ごく少数の市場で多数の参加者により取引が行われている¹²。それゆえ金融商品には一般に、客観的な時価によ

11 この点が明らかになれば、投資家が自己責任において意思決定を行う際、なぜ金融商品に係る時価情報が必要になると「金融商品に係る会計基準」が考えているのかについても、いくつかのシナリオを想定できるようになるはずである。

12 また上記のような特性のため、市場外での取引を行う誘因は、過半数株式の取得をつうじた支配権の獲得が目的となっているような場合を除いては、当事者に存在しない。したがって取引当事者の双方が合理的であるかぎり、アクセス可能な市場価格よりも割高・割安な取引価格は成立しない。

る自由な換金・決済が可能という特性が認められる。つまり金融商品については、一般に、継続的な時価評価を技術的に可能ならしめる環境条件が整っている。

もっとも、「金融商品に係る会計基準」が技術的に可能なすべてのケースについて、継続的な時価評価を求めているわけではない。時価評価が技術的に可能なケースのうち、時価評価と時価評価差額の損益算入が意味を持つのは、売却処分に事業遂行上の制約が課されていない場合に限られるというのが、「金融商品に係る会計基準」の基本的なスタンスである。そこでいう事業は文脈上、本業として行う主力のビジネスを指すと考えられる。とすれば、売却処分に事業遂行上の制約が課されていない有価証券とは、本業すなわち事業投資の一環で保有している銘柄以外を意味することになる。かりにある銘柄の有価証券を保有することが現在のビジネスを継続するうえで不可欠なら、たとえいくばくかの売却益が得られるとしても、その売却は合理的な選択とはいえない。売却益を獲得しようとするれば、本業から将来にわたりキャッシュフローを獲得する機会を失ってしまうからである。

では本業ないし事業投資の一環で保有している銘柄以外には、どのような役割が期待されているのであろうか。事業投資とは、企業に固有の経営資源を用いた営業努力をつうじて超過リターンを獲得する活動と考えられるから、その反対概念は、成果の獲得を市場に委ね、平均的なリターンの獲得だけを期待する活動となる。これは一般に金融投資と呼ばれる。継続的な時価評価が求められる「売却処分に事業遂行上の制約がない有価証券」は、金融投資の一環で保有する有価証券と言い換えられるのである。

金融投資の一環で保有する有価証券を継続的に時価評価する理由に関する、「金融商品に係る会計基準」の直接的な記述は乏しい。断片的な記述のひとつは「その他有価証券」の時価評価差額を損益に算入しない理由にみられる。そこでは、短期的な売却処分が（事業遂行上の制約から）想定できない銘柄である以上、時価評価差額は「その他有価証券」に関する投資の成果を反映していない旨が記されている。

以上を敷衍するなら、「金融商品に係る会計基準」が金融投資に属する有価証券に限って継続的な時価評価を求めているのは、事業投資はともかく金融投資については、時価の変動が投資の成果を反映しているためと考えられる。金融投資においては自律的な営業努力によって成果を高めることができず、いったん着手した投資の成果は保有者にとってコントロール不能な時価の変動に依存する。とすれば、実際に生じた時価変動にてらして成果をとらえる方法が金融投資の目的に適うやりかたといえるであろう。

ここで確かめたとおり、一部の有価証券を継続的に時価評価し、時価評価差額を損益算入する理由として「金融商品に係る会計基準」が重視しているのは、投資目的にてらして適切な事実に着目して成果をとらえるべしという考えであった。投資目的の違いに応じて、成果のとらえかたも異なるというのである。そこで投資目的の違いという場合、具体的には、事業投資と金融投資の区分が問われていた。（保有者がコントロールできない）時価変動をつうじてしか成果を獲得できない場合について、時価の変動に着目した業績測定が意味を持つと考えられていたのである。

技術的に可能なケースはすべて時価評価を適用するやりかたであれば、他の論拠から支持することもできる。実現基準を適用した場合と同様の客観性や確実性が満たされるのであれば、形式的な実現を待たずに実現可能な状態に至った段階で収益を計上すべしというような議論が、その典型例である。しかし事業遂行上の制約が課されるかどうかで時価評価の適否を分けるやりかたは、投資の成果を事後的にとらえるためには投資目的（それぞれの投資に期待される成果）に適う事実に着目しなければならない

という考え方からしか導かれまいであらう。

(3) 小括

金融商品の一部を継続的に時価評価し、時価評価差額を損益に算入する理由について、「金融商品に係る会計基準」には断片的な記述がいくつかみられる。ただ、そこで時価評価の論拠とされている事項の中には、必ずしも十分な説得力を有しないものも含まれていた。そういう事情から、ここでは、「金融商品に係る会計基準」の記述を統合・整理し、時価評価の論拠として根幹をなすものの抽出に努めてきた。

そうした考察によれば、投資の成果を事後的に測定する際、事前に期待されていた成果（すなわち投資目的ないし金融商品の保有目的）に応じて、成果の実現を確かめるための事実は異なるという考えが、暗黙のうちに「金融商品に係る会計基準」を支えていた。時価の客観的な測定可能性が保証されていればただちに時価評価を行うのではなく、時価の変動に着目した成果の把握が事前の期待にてらして意味を持つ場合にかぎって時価評価が意味を持つというのが、「金融商品に係る会計基準」を根幹で支える基本的なスタンスであった。会計処理は保有目的に依存して決まるのであり、そこでいう保有目的は、投資成果の事後的な測定という観点に立つ場合、誰にでもアクセス可能な市場における時価の有利な変動を期待したものと、企業に固有の資源を用いて時価を超えるような成果を期待する場合に二分されるという考えが、「金融商品に係る会計基準」の眼目といってよい。

上記の考えは、少なくとも外形上は、新奇なものにもみえる。はたしてこのような考えは、会計基準の体系を伝統的に支えてきた基礎概念と整合しているのであろうか。それとも外形どおり、伝統的なルールとの体系とは相容れないものであろうか。次節ではこの点を検討する。

IV 現行ルールを支える基礎概念で継続的な時価評価を許容するものは何か

(1) 保有目的の違いを重視する考えの存在

前節で確かめたとおり、「金融商品に係る会計基準」を根底で支える考え方のひとつは、保有目的に応じて会計処理を使い分けるべしというものである。投資の成果を事後的にとらえようとする場合、何を期待した投資なのかに応じて、成果が生じたかどうかを確かめる際に着目すべき事実は違ってくる。その結果、保有目的に応じてストックの評価（適用される評価基準）は異なる、というのがその眼目であった。現行ルールの体系がこういう考え方に支えられていることは、いくつかの事実によって裏づけられる。

① 多様な評価基準の容認

第一に、現行ルールが多様な評価基準を許容しており、特定の評価基準での統一化（画一適用）を求めている事実は、保有目的の違いを重視する発想が存在することの裏づけとなりうる。例えば現行ルールでは、棚卸資産や有形固定資産などについては取得原価を基礎とした「支出額指向の」評価基準の適用が求められるのに対し、売上債権などについては回収可能見込額を基礎とした「収入額指向の」評価基準が求められている。評価基準の違いは評価差額の違いを生み出し、またいわゆる連繋関係を前提とするかぎり、投資活動の成果と意味づけられる期間利益の違いも生み出す。とすれば、多様な評価基準を使い分けるように指示している現行ルールは、個々のストックが置かれている状況の違いに応じて、成果をとらえる際に着目すべき事実も違うというスタンスを暗黙のうちに採っていることとなる¹³。そ

の意味において、現行ルールは保有目的の違いを重視しているといえることができる。

②外形上同一の資産に適用される異質な会計処理

第二に、外形上同一の資産であっても用途に応じて異質な評価基準が適用される事実や、(評価基準は同一であっても)用途に応じて異なる表示区分が求められる事実も、保有目的の違いを重視する考えが現行ルールに存在することの裏づけとなりうる。そこでは文字通り、保有目的の違いが会計処理のありかたに影響を及ぼしているからである。

(a) 子会社株式に関する低価基準の適用除外

例えば「金融商品に係る会計基準」の公表以前より、子会社株式だけは、他の有価証券への選択適用が容認されている低価基準の適用が認められてこなかった。子会社との間に営業上の一体関係が存在する場合、子会社株式の保有は(自分ではコントロール不能な)値上がりを期待した投資というより、むしろ自律的な営業努力をつうじて超過リターンを獲得するための投資といえる。超過リターンの獲得が期待できるかぎり、時価の下落は機会費用の変化を意味するだけであり、時価下落が子会社に対する投資戦略に影響を及ぼすことはない。予想される売却損失の早期計上という観点からサポートされてきた低価基準が子会社株式に限って適用されないのは、このような考え方によるものと推察される。そこでは転売目的の有価証券と事業投資の一環で保有する有価証券の違いが、利益計算のありかたに影響を及ぼしていたと考えられる。

(b) 休止固定資産に関する減価償却費の表示区分

外形上同一の資産に関する会計処理の使い分けは、このほか、有形固定資産についてもみられる。すなわち減価償却の対象となる有形固定資産のうち一定の要件を満たすものには、日本公認会計士協会・監査第二委員会報告第二号「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」にもとづき、「休止固定資産」として、正常に稼働している固定資産とは異質な会計処理が求められてきた。すなわち休止固定資産については、伝統的に、減価償却費を営業外費用として処理するように求められていた¹⁴。そこでも、生産的な活動に貢献しながら用役が消費される場合と、将来は生産的な活動への貢献が期待されるものの少なくとも現時点では一方的な価値下落だけが生じている場合の違い(すなわち用途の違い)が、利益計算のありかたに影響を及ぼしていたと考えられる¹⁵。

(c) 棚卸資産に係る原因別の簿価切り下げ

さらにいうと、外形上同一の資産に関する会計処理の使い分けは、棚卸資産についてもみられる。すなわち現行ルールでは、陳腐化・不適応化などにもとづく簿価切り下げの規定が選択適用の低価基準と

13 多様な評価基準が認められているのは、多様な事実に着目して投資の成果をとらえる必要があるためというより、むしろ直接的には、「実態にそくした」評価額をストックに付与するためという議論もありうる。つまり多様な評価基準は首尾一貫した解釈が可能な利益を計算するための手段としてではなく、むしろ貸借対照表における評価額に経験的な意味を与える観点から必要とされているというのである。

許容されている評価基準のすべてがストック評価額の経験的な意味づけに資するものであれば、このような解釈も成り立ちえよう。しかし実際には、配分計算の結果としか説明できないような評価額も認められている。この点を考えれば、多様な評価基準が許容されているのは、少なくとも直接的には、期間利益に首尾一貫した解釈を与えるためと考えるしかないであろう。

14 この「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」は新たに公表された「固定資産の減損に係る会計基準」と必ずしも整合しない内容を含んでいたため、2004年3月17日をもって廃止されている。

並存している¹⁶。いずれの手続も棚卸資産の簿価を時価まで切り下げようとしている点では共通しているが、にもかかわらず手続の統一が図られていないのは、簿価切り下げの対象となった棚卸資産に関する、時価下落後の保有目的が異なるためと考えられる。

このうち陳腐化や不適応化に伴う簿価切り下げが行われるのは、棚卸資産自体に外形上の変化はみられないものの、環境変化（消費者の嗜好の変化や他社による新製品の開発）に伴い、十分な収益を期待できない廉価品への変化が生じたときとみなしうる場合である¹⁷。つまり旧来保有していた良質の棚卸資産が意図せざる形で消滅し、廉価の棚卸資産がそれに置き換わったときとみなしうる場合に、その意図せざる置換により生じた損失を把握することが、陳腐化・不適応化などに伴う簿価切り下げの意義と考えられる¹⁸。

これに対し低価基準が適用されるのは、以前から保有している棚卸資産について、近い将来に売却損失の計上が予想されるようになった場合である¹⁹。保有していた棚卸資産が事実上別の棚卸資産に置き換わったという事実認識は、先のケースとは異なり、低価基準とは結びつかない。従来と同様の棚卸資産を従来どおりの方法で売却する方針に変化はないものの、その「依然として最善の活動」から負の成果しか期待できなくなったとき、最終的な成果が確定するのを待たずに損失を早期計上するのが低価基準の意義と考えられる²⁰。

こうして簿価切り下げの論拠を確かめてみると、陳腐化・品質低下・不適応化が生じた棚卸資産と低価基準が適用された棚卸資産とで、簿価の切り下げ以降は異質な保有目的が想定されている。それぞれの規定が適用される棚卸資産は、収益力が低下したものであるという点では共通しているものの、想定されて

15 「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」では、現在操業を中止しており、かつ将来における生産的な活動への復帰が期待できないような固定資産については、廃棄処分を目的で保有するものとみなされ、休止固定資産とは異質な取扱いが指示されている。つまりここでも用途の違いが利益計算のありかたに反映されている。

なお「固定資産の減損に係る会計基準」は、外形上同一の不動産を、棚卸資産としての不動産（販売用不動産）、みずから使用する営業用不動産、賃借収入やキャピタル・ゲインを期待して保有する投資不動産に区分している。そのうえで、投資不動産については、継続的な時価評価と時価評価差額の損益算入に意味を見出しうる旨を記している。根づいたばかりのルールとはいえ、保有目的の違いを会計処理に反映させる発想はここにも見出すことができる。参考まで付記するなら、販売用不動産という用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」に先立って公表された、日本公認会計士協会・監査委員会報告第六十九号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」にみられる。

16 現在、企業会計基準委員会の棚卸資産専門委員会において、一連の規定に係る包括的な見直しが進められている。

17 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四 棚卸資産の評価について 第一 企業会計原則と棚卸資産評価 二 取得原価基準 一 費用配分の原則」第7段落の記述を参照。

18 陳腐化・品質低下・不適応化による簿価切り下げには、本文に記したことと同時に、新たに取得したときとみなされる廉価品について、その保有・販売に係る活動の成果を後にとらえるための計算基礎を設定する役割も期待される。通常の投資では、取得原価を超えて回収した資金によって活動成果がとらえられる。この取得原価に相当する金額を問題の廉価品について把握することが、簿価切り下げに係る「もうひとつの意義」と考えられる。

19 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四 棚卸資産の評価について 第一 企業会計原則と棚卸資産評価 三 低価基準 一 原価時価比較低価法」第3段落および第4段落を参照。

いる保有目的については、従来と同様の商品としての販売か、それとも異質な商品としての販売かという、無視できない違いがみられるのである。

③小括

ここで確かめたとおり、現行ルールの体系は旧来より、保有目的の違いを会計処理に反映すべしという考えに支えられている。保有目的にかかわらず外形的な特徴だけで評価基準を決定すべしという考えや、評価基準の画一化を至上の達成目標とみる考えからは説明できない規定が散見されるのである。

もっとも、これまで確認できたのは、一般論として、現行ルールが保有目的を会計処理に反映させるべしという考えに支えられていることに過ぎない。「金融商品に係る会計基準」で重視されている区分、すなわち金融投資の一環で保有しているのか、それとも事業投資の一環で保有しているのかという区分が旧来より尊重されてきたかどうかは、これまでのところ解き明かされていない。以下ではこの点に考察を進めたい。

(2) 金融投資と事業投資の違いを重視する考えの存在

①かつての継続的な時価評価とその論拠

周知のとおり、「企業会計原則」は有価証券の継続的な時価評価を当初から全面的に禁じていたのではない。かつての「企業会計原則」は市場性のある一時所有の有価証券について、継続的な時価評価を求めていた。当時の解説資料には、そこでいう一時所有の有価証券は余裕資金の運用目的で保有する銘柄を指し、関係会社株式などはたとえ市場性があっても時価評価の対象にはならないという議論が紹介されている²⁰。さらにそこでは、市場性ある一時所有の有価証券であっても、例えば借入金の担保として差し入れられている場合などは、「売却処分に関する拘束（処分の拘束性）」が存在するため、時価評価になじまないという見解が紹介されている。

ここでみたとおり、企業会計原則の起草・改訂に主体的に関わった当事者たち（の少なくとも一部）は、自由な換金処分が可能な銘柄とそうではない銘柄の区分を重視し、余裕資金を運用する目的で保有する前者のみ継続的な時価評価を行う見解に好意的な態度を表明している²¹。ここでいう「自由な換金

20 陳腐化・品質低下・不適応化などにもとづく簿価切り下げと低価基準のほかにも、いわゆる強制評価減の規定が存在する。これは時価が著しく下落した場合に、簿価の切り下げを強制するものである。ただ、現行ルールは強制評価減の意義と必要性について明示的な記述を欠いているため、その存在意義については必ずしも見解の一致が図られていない。

とはいえ、「企業会計原則注解 注10 たな卸資産の評価損について」をみると、評価損の表示区分が強制評価減と陳腐化・品質低下・不適応化とで類似しており、逆に強制評価減と低価基準とでは相違している。この点を重視すれば、強制評価減は陳腐化・品質低下・不適応化と等質的な意義を持つ規定と考えられる。具体的には、強制評価減に以下のような解釈を与える。すなわち、たとえ外見上明白な陳腐化・品質低下・不適応化などが認められなくても、大幅な時価下落が生じている棚卸資産は、もはや旧来と同様の方法での販売が期待できない。これを言い換えれば、大幅な時価下落の生じた棚卸資産は下落前と同一の資産とみなせない。とすれば、そこで求められる簿価切り下げは、陳腐化等が生じた場合に行われる簿価切り下げと等質的でなければならない。そこからは、陳腐化等にもとづく簿価切り下げの適用範囲を「事実上陳腐化等が生じた場合」まで拡大するための手段として、強制評価減の規定が設けられたという解釈が導かれてくる。

21 黒澤・番場・飯野・伊藤 [1960] を参照。

22 沼田 [1958] などにも、同様の議論がみられる。

処分が保証されている状況」は、直前の段落でみた具体例からして、「金融商品に係る会計基準」でいう「事業遂行上の制約が課されていない状況」にきわめて類似している。とすれば、かつての「企業会計原則」では、有価証券の一部（だけ）を継続的に時価評価する理由の少なくともひとつとして、現在でいう金融投資と事業投資の違いが想定されていたと考えられる²³。金融投資と事業投資を区分する必要を支える理論の体系が当時どこまで精緻化されていたのかはともかく、金融投資と事業投資の区分を重視する考え方の萌芽は、既にこの時代にみられるといえそうである²⁴。

②「企業会計原則」の改訂とその理由 — 「通説」の検証 —

昭和20年代に採用された一部有価証券の継続的な時価評価は、昭和38年の「企業会計原則」改訂によりその後廃止され、「金融商品に係る会計基準」が採用されるまでの間、時価の上昇による簿価の切り上げはすべての有価証券について禁じられることとなった。こうした変化の理由については、損益法にもとづく利益計算の確立（財産法にもとづく利益計算からの移行）に求められることがある。伝統的に財産法の発想から債権者を保護しようとしてきた商法が、損益法への移行を求める企業会計の立場を受け入れて改正されたのを機に、企業会計における有価証券も損益法の考え方に適う取得原価で評価されるようになった、というのがその趣旨である²⁵。

ルール改正の理由に関する上記の理解は、金融投資と事業投資とを区分する必要性が以前から認知されていたという議論と必ずしも首尾一貫しない。というのも、継続的な時価評価から原価評価への移行が財産法から損益法への移行によって説明されるのであれば、有価証券の継続的な時価評価の論拠は、利益情報が重視されるという意味で依然として損益法に支えられている今日と以前（すなわち昭和30年代まで）とで異なることになるからである。

しかし、かりに昭和37年における商法改正の趣旨が「全体として」財産法から損益法への移行という点に求められるとしても、そのことは、有価証券に関する評価基準の変化も財産法から損益法への変化にひきつけて説明できるということの意味しない。というのも、清算価値やその変動にもとづく利益の計算に財産法の本質を求めるのであれば、一時所有ではない有価証券についても継続的な時価評価が求められるはずだからである。先に確かめたとおり、改訂前の「企業会計原則」ではそれが求められておらず、むしろ保有目的別に有価証券の評価基準が使い分けられていた。とすれば、全体としては財産法の考え方の影響を受けていた時代の「企業会計原則」も、有価証券の評価というローカルな局面においては、当初から利益計算を重視する思考に支えられていたと考えなければ、ルール改正の経緯を合理的に説明するのは困難であろう²⁶。

23 より公的な性格の強い資料では、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和26年9月28日）が商法に対し「企業会計原則」の立場を解き明かす過程で、取引所の相場のある有価証券（正確には、このうち短期投資の目的で所有するもの）について時価主義を採用し、逆に投資（長期投資）の目的で所有するものについては取得原価を基準とするように勧告している。「第八財産の評価」を参照。

24 もちろん、金融投資に属する有価証券の継続的な時価評価が、当時全面的に受け入れられていたわけではない。例えば山樹 [1959] を参照。

25 商法改正が「企業会計原則」改訂の直接的な契機であったことについては、黒澤清・番場嘉一郎・矢澤惇・江村稔 [1963] を参照。

26 黒澤 [1962] は、昭和37年商法改正以前からみられる損益法的な思考のあらわれとして、繰延資産の容認・取得原価にもとづく固定資産の評価などを挙げている。

にもかかわらず、有価証券の評価基準が昭和37年の商法改正を受けて変化したのは事実である。この変化に合理的な解釈を与えるためにはどうすればよいのであろうか。

昭和37年の改正まで、商法は利益計算のありかたについてごく少数の規定しか持たず、その要点は、時価以下で評価された財産の目録にもとづく貸借対照表の作成にあったとされている。企業の清算価値を正しく開示することをつうじて債権者の保護を図ることが趣旨であれば、時価を超えない範囲であれば多様な評価基準が許容されることとなる。昭和37年の商法改正までの企業会計は、商法のこのように緩やかな拘束のもとで、もっぱら投資の成果を事後的にとらえる観点から有価証券の評価基準を決めてきたと考えられる。

これに対し改正後の商法は、企業の清算価値に代えて利益の情報にもとづく債権者保護を指向し、利益の計算方法についての具体的な規定を持つこととなった。利益にもとづく債権者保護の具体的な手段は開示規制と配当規制だが、「金融商品に係る会計基準」が導入されるまでの商法は、開示面と配当面の規制をひとつの利益で行うのを与件としたうえで、配当規制のほうを重視してきたことが知られている。有価証券の時価評価差額を配当可能限度額に算入すると債権の償還リスクが高まり、そのことをつうじて債権者の利益が損なわれることもありうる²⁷。そのため配当規制をつうじて債権者を保護しようとするれば、有価証券の時価評価・時価評価差額の損益算入は禁じられることとなる。改正後の商法がすべての有価証券に原則として原価評価を求めた理由は、この点に求められるであろう。

以上を要約すれば、金融投資に属する有価証券の時価評価が禁じられ、原価評価が原則とされるようになった理由は、企業会計のありかたが商法規定から比較的自由に決められていた状況から、配当規制をつうじた債権者保護に資するような利益計算が強く求められる状況に移行したことに求められる。

商法が企業の清算価値を適正に開示することをつうじて債権者を保護するのに代え、利益をつうじて債権者保護を図るようになったことの背景に、損益法による利益計算が理論的に精緻化され、利益に着目する必要が商法に受け入れられたという事情があるのは事実であろう。しかし、それはあくまでも周辺的な事象に過ぎないのであって、有価証券の時価評価が禁じられることとなった直接的な契機は、配当規制をつうじて債権者を保護する必要の高まりという点に求められるはずである。

③小括

ここで確かめてきたとおり、かつて配当規制をつうじた債権者の保護という要請に応えられるような利益計算が求められなかった状況では、金融投資に属する有価証券の時価評価が「企業会計原則」でも求められていた。そのような規定を「企業会計原則」が設けていた理由に関する解説記事から推察するかがり、金融投資に属する有価証券と事業投資に属する有価証券で評価基準を使い分ける理由に関する「かつての議論」は、精緻なものかどうかはともかく、「金融商品に係る会計基準」を根底で支える基本的な考え方とかわめて類似していた。

とすれば、金融投資と事業投資という形で保有目的を区分する考え方は、現行ルールの体系が以前から潜在的に持ち合わせていたと考えられる。それが顕在化してこなかったのは、配当規制に資するような形で利益計算を行うべしという制約が強く課されていたためであろう。

27 斎藤 [1991]などを参照。

V おわりに

(1) 要約

本稿の主題は、「金融商品に係る会計基準」により導入された一部金融商品の継続的な時価評価は、会計ルールの体系にてらして整合的な処理といえるかどうかの検証であった。この点を確認するため、本稿ではまず「金融商品に係る会計基準」が公表された経緯（公表を促した環境条件）を確認し、次いで「金融商品に係る会計基準」を支えている基本的な考え方を（できるだけ原文に忠実な形で）確認した。さらにそこでいう基本的な考え方が、会計ルールの体系と整合的かどうかを確認した。

このうち「金融商品に係る会計基準」の公表を促した環境要因としては、会計に期待される役割のうち配当規制をつうじた債権者の保護をとくに重視する立場に代わり、投資活動の成果を事後的にとらえる観点から、適切な事実にてらして利益を計算・開示することにより、広く利害関係者一般に便益を提供する立場が採られるようになったことが肝要であった。配当規制の観点からは意味を持ちうる有価証券の原価評価も、事後的にとらえた投資の成果を利益に反映させるためには必ずしも適切な評価と言い切れない。配当規制という限定的な用途との比較において、投資の成果を反映した利益情報の開示という、より一般的な利益の用途が重視されるようになったことが、一部金融商品の時価評価を促したと考えられるのである。

これを言い換えれば、金融商品の時価評価を促したのは、これまで踏襲されてきた利益計算の枠組みを根底から覆してしまうような環境変化ではない、ということになる。伝統的な利益計算の枠組みとの整合性を図る意味を失わせるような環境変化ではなく、むしろ投資成果の事後的な測定という、会計が伝統的に果たしてきた一般的な役割に立ち返ろうとする思考が、一部有価証券の時価評価を促したと考えられるのである。そう考えれば、継続的な時価評価の導入が会計ルールの体系と整合的かどうかを問うことにも意味を見出しうることとなる。

こういう状況下で、「金融商品に係る会計基準」は、有価証券の保有目的に応じて成果のとらえかたは異なるという立場を採っている。具体的には、事業投資の一環で保有され、売却に事業遂行上の制約が課されている銘柄と、金融投資の一環で保有され、売却に制約が課されていない銘柄のうち、継続的な時価評価と時価評価差額の損益算入が意味を持つのは後者だけという考えが、「金融商品に係る会計基準」を根底で支えている。

「金融商品に係る会計基準」の公表前は、すべての有価証券について原則として原価評価が求められていた以上、金融投資の一環で保有する銘柄と事業投資の一環で保有する銘柄を区分するこの考えは、会計ルールの体系を伝統的に支えてきた基本思考には内在していないようにみえる。いわば継続的な時価評価・時価評価差額の損益算入への要望に応えるため、ルールの体系は変質を遂げたようにみえる。

しかし配当規制をつうじた債権者保護が強く求められなかった時期には、「企業会計原則」において、時価評価の対象となる有価証券と原価のまま据え置かれる有価証券とが区分されていた。しかもその区分は、現在でいう金融投資と事業投資の区分に類似した考え方に支えられていた。その当時から現在に至るまで、投資の成果を反映した利益を重視する考えに企業会計が一貫して支えられている以上、金融投資と事業投資とを区分する思考は、会計ルールに以前から根づいていたと考えられる。その思考から導かれてくる一部有価証券の継続的な時価評価が「復活」したのは、以前から根づいていた基本思考と整合的な会計処理の復権であり、会計ルールの体系性が時価評価の導入によって損なわれることはなかったと考えられるのである。

(2) 残された検討課題

前項で要約したとおり、本稿では、事業投資と金融投資を区分する思考に企業会計が以前から支えられていたことを確認した。このような議論が成り立つとすれば、「金融商品に係る会計基準」に続いて新設・改訂されるはずのルールがほかにもみられる。例えば、「金融商品に係る会計基準」の適用範囲は金融資産と金融負債であり、そこで継続的な時価評価が求められているのは金融投資に属する金融資産だが、事業資産の中にも金融投資に属するものがある。いまはそれらについての明文規定が存在しないが、今後、整備が進めば、これらに適用されるのは継続的な時価評価となるはずだからである。

外形上は事業資産でありながら、金融投資の一環で保有される資産の典型例は、金地金をはじめとする、コモディティーなどと呼ばれる商品である。これらは本業のビジネスに関わりなくもっぱら値上がりを期待して保有することが多い。また多くの需要に支えられて流通市場が発達しており、客観的な時価による売買が常に保証されている。一部の金融商品について継続的な時価評価が要求されるようになった理由を、金融投資の一環で保有されている銘柄だからという点に求められるのであれば、ここで採り上げたコモディティーについても会計ルールの整備が進み、継続的な時価評価と時価評価差額の損益算入が要求されるようになると予想される。実際にこういう動きがみられるかどうかは、今後注目に値する²⁸。

もうひとつ注目に値するのは、いわゆる投資不動産である。立地条件などから潜在的な買い手の存在が保証され、客観的な時価の推定が可能な物件のうち、自社利用などが予定されておらず、もっぱら値上がり益の実現が期待されているものは、事実上金融投資の一環で保有している不動産と考えられる。このような不動産についても、一定の制約条件のもとで²⁹、継続的な時価評価が意味を持ちうる。現行ルールが金融投資と事業投資を区分する考えに支えられているかどうかを今後引き続き確かめていくため、投資不動産を継続的に時価評価する可能性が検討されるかどうかにも今後注目していく必要がある。

【参考文献】

石川純治「時価会計の経済的基礎—金融・証券経済の経済的基礎—」『企業会計』第51巻第12号、1999年12月、4-11ページ。

石川純治『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』、中央経済社、2000年3月。

石川純治「企業会計の今日の変容と全体整合性問題—現実と規範—」『会計』第167巻第1号、2005年1月、28-39ページ。

井尻雄士・斎藤静樹「対談 ファイナンシャル・レポーティングの動向と展望—原価論と時価論の対話—」『企業会計』第51巻第10号、1999年10月、62-81ページ。

大塚宗春・川村義則「第7章 金融商品の評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年11月、261-295ページ。

大日方隆「第2部 理論的検討」斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規出版、1994年2月、103-255ページ。

28 現行ルールとしては、日本公認会計士協会・会計制度委員会による「金融商品会計に関するQ&A Q21」を参照。

29 「固定資産の減損に係る会計基準」では、事業用不動産などとの客観的な区分が困難であることを理由に、投資不動産を継続的に時価評価することに慎重な態度がとられている。

- 大日方隆「金融資産の時価評価—理論的検討—」『証券アナリストジャーナル』第34巻第5号、1996年5月、2-28ページ。
- 大日方隆「企業会計と情報開示制度の基礎」『會計』第161巻第2号、2002年2月、85-96ページ。
- 川本淳・大日方隆「現物証券の評価と業績測定：基準書第115号」財団法人企業財務制度研究会・米国財務会計基準（金融商品）研究委員会報告『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の解説と検討—（下巻）』、189-233ページ。
- 笠井昭次「有価証券の時価測定の根拠」『JICPAジャーナル』通巻第511号、1998年2月、24-29ページ。
- 黒澤清 [1962]「商法の改正と会計原則」『産業経理』第22巻第3号、6-11ページ。
- 黒澤清・番場嘉一郎・飯野利夫・伊藤喜代次 [1960]「座談会 有価証券の評価」『産業経理』第20巻第2号、104-122ページ。
- 黒澤清・番場嘉一郎・矢澤淳・江村稔 [1963]「座談会 企業会計原則の一部修正について」『産業経理』第23巻第12号、124-142ページ。
- 斎藤静樹「実現基準と原価評価の再検討」『會計』第140巻第2号、1991年8月、1-14ページ。
- 斎藤静樹「日米の会計と会計学」『會計』第147巻第1号、1995年1月、1-14ページ。
- 斎藤静樹「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPAジャーナル』通巻第479号、1995年6月、40-45ページ。
- 斎藤静樹「資産・負債の評価基準—金融商品を中心に—」『企業会計』第51巻第1号、1999年1月、170-176ページ。
- 沼田嘉穂 [1958]「有価証券とその評価（特集 決算評価の主要問題）」『企業会計』第10巻第4号、42-48ページ。
- 野間幹晴「金融商品の時価評価導入の論理—経営者の裁量的行動の視点から—」『社会科学系列（横浜市立大学紀要）』第6巻、2003年3月、1-39ページ。
- 辻山栄子「学会論叢 金融商品の評価と時価主義」『JICPAジャーナル』通巻第525号、1999年4月、52-57ページ。
- 万代勝信「伝統的会計からみた金融商品の会計処理の位置づけ」『會計』第161巻第2号、2002年2月、74-84ページ。
- 森川八州男「金融商品時価評価の構造（I）—「現行会計基準」を中心として—」『明大商学論叢』第85巻第2号、2003年2月、95-108ページ。
- 山榊忠恕 [1959]「有価証券の貸借対照表価額」『産業経理』第19巻第5号、55-59ページ。
- 米山正樹「会計基準の変化と基礎概念—両者の相互作用—」『會計』第167巻第1号、2005年1月、1-13ページ。
- 若杉明・多賀谷充・逆瀬重郎・吉田慶太・大塚宗春「座談会 金融商品の会計基準について」『企業会計』第51巻第4号、1999年4月、64-92ページ。